

写

綾監第49号

令和3年8月20日

綾瀬市長 古塩政由様

綾瀬市監査委員 見上正信

綾瀬市監査委員 内山恵子

令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を、綾瀬市監査委員監査基準に準拠して審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

健全化判断比率

資金不足比率

2 審査期間

令和3年7月7日から令和3年8月10日まで

3 審査の着眼点及び実施内容

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて適正に算定されているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

ア 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	令和2年度	早期健全化基準
実質赤字比率	— (▲6.79) 赤字となっていません	12.67
連結実質赤字比率	— (▲7.68) 赤字となっていません	17.67
実質公債費比率	5.7	25.0
将来負担比率	28.9	350.0

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「—」と表示 (▲は黒字の程度)

イ 資金不足比率

(単位：%)

区 分	令和2年度	経営健全化基準
公共下水道事業会計	— (▲1.7) 資金不足となっていません	20.0

※資金不足額がない場合は「—」と表示 (▲は黒字の程度)

(2) 個別意見

本市の財政健全化及び経営健全化については、いずれの指標においても引き続き健全な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。